（証券コード　2315）
平成27年６月26日

株　主　各　位

東京都品川区東品川四丁目12番８号
株 式 会 社　　Ｓ　Ｊ　Ｉ
代 表 取 締 役 社 長　劉　　天　泉

「第 26 期定時株主総会招集のご通知」の一部訂正について

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 27 年 6 月 12 日付にて株主の皆様にご送付致しました当社「第 26 期定時株主総会招集ご通知」につきまして、その発送時点におきましては当社一時会計監査人及び監査役会の監査が未了でございました。このたびこれらの監査が終了し、それぞれ監査報告書を受領しました。また、あわせて計算書類等の所要の訂正を致しました。謹んでお詫び申し上げますとともに、当社ウェブサイトへの掲載をもって下記のとおり訂正いたしますので、何卒ご了承頂きますようお願い申し上げます。なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

敬具

記

■　31 頁　（関連当事者との取引に関する注記）

【訂正前】

3.　役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社を含む）	有限会社天悦日本（注1）	東京都江東区	300万円	資産管理	—	兼任	—	—	—	短期貸付金（注2）（注7）	3,911
								—	—	長期貸付金（注2）（注7）	234,472
								資金の回収	6,792	—	—
								利息の受取	6,164	未収収益（注7）	101
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社を含む）	Well Investments Limited（注4）	British Virgin Islands	3.00USD	アドバイザリー等	—	—	—	—	—	その他流動資産（注5）	400,000
役員及びその近親者	李　堅	—	—	当社取締役	（被所有）直接 1.4%	—	—	二	二	その他流動資産（注7）	5,000
								—	—	その他流動負債	36,334
								当社銀行等借入に対する債務被保証（注3）	8,787,349	—	—

（省略）

【訂正後】

3.　役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社を含む）	有限会社天悦日本（注1）	東京都江東区	300万円	資産管理	―	兼任	―	―	―	短期貸付金（注2）（注7）	3,911
								―	―	長期貸付金（注2）（注7）	234,472
								資金の回収	6,792	―	―
								利息の受取	6,164	未収収益（注7）	101
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社を含む）	Well Investments Limited（注4）	British Virgin Islands	3.00USD	アドバイザリー等	―	―	―	―	―	その他流動資産（注5）	400,000
役員及びその近親者	李　堅	―	―	当社取締役	（被所有）直接 1.4%	―	―	経費の仮払	5,000	その他流動資産（注7）	5,000
								―	―	その他流動負債	36,334
								当社銀行等借入に対する債務被保証（注3）	8,787,349	―	―

（省略）

■　32頁　（重要な後発事象に関する注記）

【訂正前】

Liandi Clean Technology Inc.株式譲渡の件

当社は平成27年５月22日開催の取締役会において、定時株主総会の特別決議にて承認されることを条件として、当社の連結子会社であるSJ Asia Pacific Limitedの子会社のLianDi Clean Technology Inc.（以下、「ＬＮＤＴ」といいます。）の全株式をSmart Specialists Limitedへ譲渡することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。なお、本株式譲渡により、ＬＮＤＴは当社の連結子会社から除外されます。

１．株式譲渡の理由

当社は、過去の子会社買収資金の返済など、多額な有利子負債の返済に加え、ひっ迫した運転資金の確保のために、海外資産の売却を進めております。
また、当社の現在の財務状況を鑑み、財務体質改善の一環として当社は、中国の石油化学エンジニアリングサービス事業から撤退し、当社の強みであるオフショア開発を活用したＩＴ事業を強化していくことといたしました。
これにより、当社の連結子会社であるSJ Asia Pacific Limited（ＳＪＡＰ）の子会社のLianDi Clean Technology Inc.（ＬＮＤＴ）の全株式をSmart Specialists Limitedへ譲渡することにいたしました。
なお、当該譲渡代金の使途としては、有利子負債の返済および運転資金に充当してまいります。

２．異動する子会社の概要

（１）名　称	LianDi Clean Technology Inc.
（２）所在地	北京市海淀区万泉庄路28号万柳新貴大厦B4
（３）代表者の役職・氏名	CEO, President and Chairman of the Board　左 建中
（４）事業の内容	石油化工に特化するソリューション事業
（５）資本金	36,000米ドル
（６）設立年月日	1999年６月25日

（７）大株主及び持株比率	SJ Asia Pacific Limited （32.03%） Hua Shen Trading (International) Limited （18.76%） Rapid Capital Holdings Limited （3.75%）	
（８）上場会社と当該会社の関係	資本関係	当社が54.55%を間接保有しています。
	人的関係	当社からDirectorとして１名派遣しております。
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は当社の連結子会社であり、関連当事者に該当いたします。

３．譲渡先の概要

（１）名　称	Smart Specialists Limited
（２）所在地	Tropic Isle Building P.O.Box 438 Road Town BVI
（３）代表者の役職・氏名	Sole Director 周 旭

第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第５回新株予約権の発行の件

当社は、平成27年６月１日開催の当社取締役会において、以下のとおり第三者割当により発行される新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）（以下「本新株式」といいます。）および第５回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、平成27年６月29日(月)開催予定の第26期定時株主総会における議案の承認（特別決議）を条件に、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

（省略）

２．募集の目的および理由

当社グループは、平成27年３月末現在で、日本と中国において、システム開発事業、ソフトウェア製品事業からなる情報サービス事業および石油化学エンジニアリングサービス事業を展開してまいりました。しかしながら、当社グループは、過去の積極的なM＆A等によって有利子負債が増加し、取得した海外子会社株式の減損損失の計上、海外関連の回収可能性の低い債権への引当計上、それに伴う資金繰りの悪化、悪化した資金繰り安定のために取得時より廉価に株式を売却したことによる売却損失の計上、中国現地での人件費の高騰、中国現地法人の子会社化することで推進してきました直接オフショア事業が想定した収益を上げることができませんでした。こうした状況のなか、顧客から新規の受注を獲得することが困難になりつつあり、他方石油化学エンジニアリング事業に関しては、中国における政治情勢の影響等から売上が減少するなどにより、業績は悪化しております。

また、平成27年１月30日に「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて開示を行った通り、過去の不適切な取引などに起因した過年度決算訂正に至る事実関係が発覚いたしました。この結果を受けて、同年２月６日に過去の決算短信および四半期決算短信の訂正、並びに有価証券報告書および四半期報告書の訂正を公表いたしました。そうした事実関係に基づき、当社は平成27年２月24日に東京証券取引所より特設注意市場銘柄の指定を受け、さらに上場違約金2,000万円の請求を受けることになりました。また当社は、平成27年４月23日に金融庁より金融商品取引法第185条の7第１項の規定により、19,426万円の課徴金を命じられました。

こうした業績面での悪化に加えて、過去の不適切な取引などに起因した過年度決算訂正に至る事実関係が発覚したことを受け、当社は財務面のみならず、経営全般の見直しを図ることが必須の状況となりました。そこで、既に上記の事実関係について調査を開始した平成26年10月10日付けにて、代表取締役の異動を行い、新たなガバナンスと内部統制の確立に向けて努力しております。

当社は、平成27年５月22日に「子会社の異動を伴う株式譲渡、特別損失の計上見込みに関するお知らせ」にて開示を行った通り、平成27年６月29日(月)開催予定の第26期定時株主総会における議案の承認（特別決議）を条件に、LianDi Clean Technology Inc.（以下、「ＬＮＤＴ」といいます。）の株式を譲渡することによって、平成27年３月期の連結純資産約73億円からＬＮＤＴの連結除外の影響と売却損失の影響を加味すると、平成28年３月期第１四半期において、連結上約62億円の債務超過となる見通しです。また、当社グループの有利子負債は、平成27年3月末で約11,442百万円、子会社株式の売却代金による返済によってもなお、平成27年4月末で約9,944百万円と依然高水準であります。

そのため、資本の拡充と有利子負債の圧縮による財務体質の改善および運転資金の確保が緊急の課題となっております。

当社は、既に平成26年10月頃から、いくつかの経営財務コンサルタント会社や取引金融機関と当社グループの財務改善についてミーティングを重ね、グループ会社の譲渡を含む再編の推進と様々な資金調達手段について検討してまいりました。

そうした検討の結果、中国の石油化学エンジニアリングサービス事業から撤退し、当社の強みであるオフショア開発を優秀で安価な中国ソフトウエア開発パートナーを柔軟に活用することでＩＴ事業を強化していくこととといたしました。

これに伴い、自社中国子会社によるオフショア・システム開発からの撤退（SinoCom、ＬＤＮＳの株式譲渡）、石油化学エンジニアリングサービス事業からの撤退（ＬＮＤＴの株式譲渡）などのグループ再編を実施しております。

このようなグループ再編実施の結果、当社は国内を基盤としたシステム開発事業に特化し、財務面での健全化を第一に考えていくこととしました。しかし、一連の資産売却により、連結上債務超過が見込まれるため、まずはスポンサーによる資本引受けによって、債務超過状態を脱することを大前提とした、割当候補先との調整を基

本方針としておりました。
　当社は、平成26年10月頃から、外部コンサルタントとグループ再編と財務内容の改善について協議を行い、平成26年12月から割当先候補者との交渉に入りました。更に平成27年2月からは、新たにネクスグループを含めた割当候補先と交渉を重ね、平成27年4月にネクスグループに独占交渉権（第三者と新株及び新株予約権等の割当行為等の協議、勧誘、交渉又は合意を行わないこと）を付与し、ネクスグループ社による当社子会社化の可能性など協議を重ねてまいりました。当社の条件は、前述のとおり、最大の課題である債務超過の解消による資本の充実、財務基盤の強化等の喫緊の課題を充足すること、また、ネクスグループ社の引き受けにあたっての条件は、過半数以上の取締役の派遣でした。
　先方の条件を検討した結果、ネクスグループ社の子会社にはかつて当社の西日本事業部を譲渡した株式会社ネクス・ソリューションズもあり、資本を引き受けて頂いた後のネクスグループ社が手がける事業再生について一定の信頼をおくことができると当社は評価しています。これらの事業再生の実績と、当社の過去の経営責任を明確化するという両方の観点から、ネクスグループ社の条件を受け入れて、当社がネクスグループ社を親会社として、上記の企業再生を進めていくことが既存株主価値の最大化、企業価値の最大化に資するものと判断しました。

３．調達する資金の額、使途および支出予定時期

（１）調達する資金の額（現物出資によるものを除く差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
6,946,121,644	155,400,000	6,790,721,644

【訂正後】

Liandi Clean Technology Inc.株式譲渡の件

　当社は平成27年５月22日開催の取締役会において、定時株主総会の特別決議にて承認されることを条件として、当社の連結子会社であるSJ Asia Pacific Limited（以下、「ＳＪＡＰ」といいます。）の子会社のLianDi Clean Technology Inc.（以下、「ＬＮＤＴ」といいます。）の全株式をSmart Specialists Limitedへ譲渡することを決議しました。

１．株式譲渡の理由
　当社は、現在の財務状況を鑑み、財務体質改善の一環として当社は、中国の石油化学エンジニアリングサービス事業から撤退し、当社の強みであるオフショア開発を活用したＩＴ事業を強化していくことといたしました。
また、金融機関等からの借入債務の弁済を行うことで有利子負債を圧縮し、運転資金の確保と財務体質の改善をするために当該株式の譲渡を決議いたしました。

２．異動する子会社の概要

（１）名　称	LianDi Clean Technology Inc.
（２）事業の内容	石油化工に特化するソリューション事業
（３）会社との取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。

（１）名　称	北京鍵鑫実華科技発展有限公司（略称：JXPE）
（２）事業の内容	ソフトウェア、情報技術の開発、SI、自社製品販売、技術コンサルティング
（３）会社との取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。

（１）名　称	華深貿易（国際）有限公司（略称：HKHS）
（２）事業の内容	石油化工に特化するソリューション事業、石油化工関連設備の代理販売
（３）会社との取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。

３．譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

（１）異動前の所有株式数	普通株式19,881,462株（議決権の数：19,881,462個） （議決権所有割合：54.55%）
（２）譲渡株式数	普通株式19,881,462株（議決権の数：19,881,462個） （議決権所有割合：54.55%）
（３）譲渡価額	2,499百万円（１株単価　125.74円）
（４）異動後の所有株式数	0株（議決権の数：0個） （議決権所有割合：0.00%）

４．日程

（１）取締役決議日	平成27年5月22日
（２）契約締結日	平成27年5月22日
（３）株式譲渡実行日	平成27年6月29日（予定）

５．その他重要な特約

Smart Specialists Limitedによる譲渡代金支払送金がなされた場合、当社が100%所有する連結子会社であるＳＪＡＰおよびSJI（Hong Kong）Limited（以下、「ＳＪＩＨＫ」といいます。）は、ＳＪＡＰおよびＳＪＩＨＫからＬＮＤＴへの貸付債権約29億円を放棄するものとしています。

第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第５回新株予約権の発行の件

当社は、平成27年６月１日開催の当社取締役会において、第三者割当により発行される新株式　（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）（以下「本新株式」といいます。）および第５回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、平成27年６月29日開催予定の第26期定時株主総会における議案の承認（特別決議）を条件に、決議いたしました。

（省略）

２．資金の使途

（１）新株式発行により調達される資金の使途

未払金の支払、金融庁への課徴金支払い、運転資金、構造改革費用及び金融機関等への借入の返済に充当する予定です。

（２）新株予約権の行使により調達される資金の使途

金融機関等への借入の返済に充当する予定です。

取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債の償還期限および行使期間の再延長の件

当社は第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本社債」といいます。）につき、本社債の社債権者である株式会社ＳＲＡ（以下、「ＳＲＡ」といいます。）との間で、本社債の償還期限（平成27年５月29日）および本社債に付された新株予約権の行使期間（平成27年５月28日まで）をそれぞれ平成27年６月30日および６月29日までに、再延長することについてＳＲＡと合意に至りました。つきましては、平成27年５月28日開催の当社取締役会において本件償還期限および行使期限の再延長を行うことを決議いたしました。

１．再延長を行う理由

当社は、多額な有利子負債の返済に加え、運転資金の確保のために、海外資産の売却を進めておりますが、海外資産売却は進んではいるものの当初計画に比べ遅延しており、運転資金の確保等の資金繰りはより一層ひっ迫している状況です。こうした中、平成27年５月29日に償還期限を迎える社債につきましても償還期限再延長をＳＲＡへ要請した結果、ＳＲＡからの了解を得ることができたものです。今回延長しました償還期限である平成27年６月30日までには、子会社売却代金等が入金される予定であり、これを償還の原資に充当してまいります。

２．再延長の内容

	変更前	変更後
(1)社債の償還期限	平成27年５月29日	平成27年６月30日
(2)新株予約権の行使期間	平成27年５月28日まで	平成27年６月29日まで
(3)その他条件	変更なし	

聯迪恒星（南京）信息系統有限公司の持分譲渡完了の件

当社は平成26年12月29日の取締役会において、当社の連結子会社である聯迪恒星（南京）信息系統有限公司（英文名：Liandi (Nanjing) Information Systems Co.，Ltd.　以下、「LDNS」といいます。）の当社持分を南京徳富瑞管理咨洵有限公司へ譲渡することを決議いたしました。当該持分譲渡は平成27年４月21日に譲渡実行の制約条件であった譲渡持分に対する担保権が解除され譲渡が完了いたしました。

LDNSは当社の報告セグメントの「中国」に属し、日本市場および現地日系企業向けにアプリケーション開発、ソフトウェア製品開発・販売、ERPシステム導入支援サービス等のITサービスを提供しております。

当社にとってLDNSは中国オフショア開発事業の主要拠点の一つでありますが、長期に亘って培ってきた事業の結び付きを考慮すると、今後の事業の維持・拡大には資本関係を固守する必要がないこと、当社自体の早急な財務体質改善が求められていることを理由として持分を譲渡いたしました。

中訊軟件集団股份有限公司の株式譲渡完了の件

当社は平成27年２月24日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるSJI (Hong Kong) Limitedが所有する当社の持分法適用関連会社である中訊軟件集団股份有限公司（英文名：SinoCom Software Group Limited 以下、「SinoCom」といいます。）の株式の一部をBENEFIT POWER INC.およびSUNNY IDEA INTERNATIONAL LIMITEDの両社に譲渡することを決議いたしました。当該株式譲渡は平成27年４月21日に譲渡実行の制約条件であった譲渡株式に対する担保権が解除され譲渡が完了いたしました。SinoComは北京、上海、大連などを拠点とする日本からのオフショア開発を核とする事業を推進してきました。当社の報告セグメントでは「中国」の区分に属しております。

当社は財務体質の改善が喫緊の課題となっており、それが当該売却の理由であります。本来は公開市場で売却を進めたいところでありましたが、譲渡対象株式に担保権が設定されており、かつ市場で大量の株式を短期に売却することは容易でなく株価引下げの懸念もあることから上記譲渡先2社との相対取引での譲渡といたしました。

以上

独立監査人の監査報告

平成 27 年 6 月 26 日

株式会社 SJI
　取締役会　御中

赤坂・海生公認会計士共同事務所

公認会計士　　赤坂　満秋　　㊞

公認会計士　　海生　裕明　　㊞

私たちは会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、株式会社 SJI の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 SJI 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1　継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは過年度において連続して当期純損失を計上している。また金融機関からの借入債務について返済計画全般の見直し調整を引続き行っており、社債についても満期償還日が平成 27 年 6 月 30 日となっている。これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されて

おり、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。
２　連結注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は過年度における不適切な会計処理についての誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。
３　重要な後発事象として以下が記載されている。
① 平成27年5月22日開催の取締役会において、定時株主総会にて承認(特別決議)されることを条件として会社の連結子会社であるSJ Asia Pacific Limitedの子会社のLianDi Clean Technology Inc.の全株式を譲渡する決議がなされた旨
② 平成27年5月28日開催の取締役会において、第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債について償還期限(平成27年5月29日)及び新株予約権の行使期間(平成27年5月28日まで)をそれぞれ平成27年6月30日及び6月29日まで再延長する決議がなされた旨
③ 平成27年6月1日開催の取締役会において、定時株主総会にて承認(特別決議)されることを条件として第三社割当増資及び第５回新株予約権を発行する決議がなされた旨
④ 平成27年4月21日に連結子会社である联迪恒星（南京）信息系统有限公司の持分を譲渡している旨
⑤ 平成27年4月21日に持分法適用関連会社である中讯软件集团股份有限公司の株式の一部を譲渡している旨

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告

平成 27 年 6 月 26 日

株式会社 SJI
　取締役会　御中

赤坂・海生公認会計士共同事務所

公認会計士　　赤坂　満秋　　㊞

公認会計士　　海生　裕明　　㊞

私たちは、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社 SJI の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの第 26 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私たちは我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1　継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は過年度において連続して当期純損失を計上している。また金融機関からの借入債務について返済計画全般の見直し調整を引続き行っており、社債についても満期償還日が平成 27 年 6 月 30 日となっている。これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

２　個別注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は過年度における不適切な会計処理についての誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

３　重要な後発事象として以下が記載されている。

①　平成27年5月22日開催の取締役会において、定時株主総会にて承認(特別決議)されることを条件として会社の連結子会社であるSJ Asia Pacific Limitedの子会社のLianDi Clean Technology Inc.の全株式を譲渡する決議がなされた旨

②　平成27年5月28日開催の取締役会において、第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債について償還期限(平成27年5月29日)及び新株予約権の行使期間(平成27年5月28日まで)をそれぞれ平成27年6月30日及び6月29日まで再延長する決議がなされた旨

③　平成27年6月1日開催の取締役会において、定時株主総会にて承認(特別決議)されることを条件として第三社割当増資及び第５回新株予約権を発行する決議がなされた旨

④　平成27年4月21日に連結子会社である联迪恒星（南京）信息系统有限公司の持分を譲渡している旨

⑤　平成27年4月21日に持分法適用関連会社である中讯软件集团股份有限公司の株式の一部を譲渡している旨

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの第 26 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、会計監査人、内部監査室との協力の基、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、一時会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、一時会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、一時会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関しましては、事業報告の 4 頁に記載されております、平成 27 年 1 月 30 日付「第三者委員会の調査結果および当社独自の調査結果をふまえた過年度業績への予想される影響額に関するお知らせ」および平成 27 年 2 月 6 日「有価証券報告書の訂正報告書の提出ならびに過年度決算短信等の訂正に関するお知らせ」のとおり、当社は第 22 期から第 25 期までの 4 件の有価証券報告書、第 22 期第 2 四半期から第 26 期第 2 四半期までの 13 件の四半期報告書および 2 件の有価証券届出書の訂正を行いました。また、平成 27 年 1 月 30 日付「第三者調査委員会の調査報告に係る再発防止策について」のとおり、第三者調査委員会の調査結果を真摯に受け止めるとともに、再発防止のための提言に基づき、コンプライアンス分野に精通した外部専門家から構成される社外委員会を設置し，現在，その助言・指導を受けながら鋭意改善に取り組んでおります。

上記の事象を除いては、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。ただし、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、財務報告に係る内部統制を含め、内部管理体制の整備・運用状況には課題がみられ、引き続き改善に取り組む必要があります。

四　当社においては継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、その解消を急ぐとともにこのような状況に至った経緯に鑑み、対応策の実行による財務体質の強化を図っております。監査役会は会社によるこれらの取り組みについて監視・検証してまいります。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

一時会計監査人　赤坂・海生公認会計士共同事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

一時会計監査人　赤坂・海生公認会計士共同事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 27 年 6 月 26 日

株式会社S　J　I 監査役会

常勤監査役(社外監査役)　岡 田 俊 夫　㊞

監　査　役(社外監査役)　福 地 誠 司　㊞

監　査　役(社外監査役)　宮 森 信 英　㊞

(注)当社の会計監査人でありました清和監査法人の辞任に伴い、平成 26 年 11 月 21 日開催の監査役会において一時会計監査人として公認会計士　海生裕明氏　赤坂満秋氏の選任を決議しております。平成 27 年 3 月 23 日付で、公認会計士赤坂事務所と公認会計士海生事務所は共同で事務所を設立し、赤坂・海生公認会計士共同事務所に名称を変更しております。